

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

株式会社セキショウキャリアプラス 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒

TEL () _____

株式会社セキショウキャリアプラスの保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に記載してください。）

--

2 手数料

手数料 (1件1,050円)	ここに郵便切手を貼ってください。	(請求受付印)
-------------------	------------------	---------

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類（請求者本人の氏名及び現住所の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（開示請求日以前30日以内に市区町村から交付されたもの）を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（未成年者の場合） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（成年被後見人の場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）

4. 必要書類について

必要書類は下表でご確認ください。各1通をご用意いただくようお願いします。

(1) 本人が請求者の場合

- ① 住民票(あるいは外国人登録証明書)
- ② 公的機関が発行した氏名住所の記載がある身分証明書のコピー(運転免許証、保険証、パスポート等)

(2) 未成年者の法定代理人が請求者の場合

- ① 法定代理権を証明する書類(戸籍謄本等)
- ② 法定代理人の住民票(あるいは外国人登録証明書)
- ③ 公的機関が発行した法定代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー(運転免許証、保険証、パスポート等)

(3) 成年被後見人の法定代理人が請求者の場合

- ① 法定代理権を証明する書類(登記事項証明書)
- ② 法定代理人の住民票(あるいは外国人登録証明書)
- ③ 公的機関が発行した法定代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー(運転免許証、保険証、パスポート等)

(4) 委任された代理人が請求者の場合

- ① 本人が発行する当社所定の委任状(実印で押印)
- ② 本人の印鑑証明書
- ③ 本人の住民票
- ④ 公的機関が発行した代理人の氏名住所の記載がある身分証明書のコピー(運転免許証、保険証、パスポート等)

5. 請求先について

〒305-8515

茨城県つくば市東新井12-2 株式会社セキショウキャリアプラス 個人情報担当窓口

6. 手数料について

1回の請求ごとに手数料1,050円が必要です。

お支払方法は、1,050円分の郵便切手を請求書類に同封してください。

7. 注意事項

- ① 請求書類上の口については、「レ」を記入してください。
- ② 「本人の氏名及び住所」は代理人による請求の場合にご記入ください。
- ③ 所定の請求書類に不備がある場合は開示できない場合があります。
- ④ 代理人による請求の場合、代理権が確認できない場合は開示いたしません。代理権の確認のため本人に連絡させていただく場合があります。
- ⑤ 開示請求に伴う手数料の支払がない場合は開示いたしません。
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律第25条第1項の規定に従い、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、開示請求者が請求する保有個人データを開示することにより、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると判断する場合、及び他の法令に違反することとなる場合には開示に応じないことがあります。
- ⑦ 開示の方法は書面により行い、原則本人を受取人として住民票の記載の住所に配達記録郵便で郵送します。(委任による請求の場合も開示対象者本人に郵送します。法定代理人が請求の場合は法定代理人に郵送します。)
- ⑧ この開示手続きでご提供いただいた個人情報は、本人確認、保有個人データとの照合、本人または請求者(代理人)との連絡等の開示手続きに必要な範囲で利用いたします。なお、請求書類は返却いたしません。